

議案第 47 号

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部改正について

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の
一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからであ
る。

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年
大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有
する者

第11条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認
めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業生等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p><u>(4) 学校教育法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) 同左</p>

新	旧
<p>条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>(7) 同左</p> <p>(8) 同左</p> <p>(9) 同左</p> <p>4・5 略</p>

改正要旨

1 改正の概要

放課後児童支援員の改正（第11条第3項関係）

放課後児童支援員は、第11条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものとする規定について、基準省令が改正されたことに伴い、同様の改正を行うものです。

(1) 資格要件の規定の明確化（第4号関係）

これまでの解釈を変更するものではありませんが、現在の規定では、教員免許状の更新を受けていない方の取扱いが不明確なため、教員免許状を取得したが更新を受けていない方も対象とする旨を明確にしたものです。

(2) 資格要件の拡大（第10号関係）

中学校卒業者についても、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であれば放課後児童支援員に成り得る旨を加えたものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。